

海外進出企業にとって、移転価格税制やタックスヘイブン対策税制という言葉はよく耳にされていると思います。これらの制度がどのようなものかという制度の基本について、第6回目の今回は移転価格税制の概要について解説したいと思います。

日本の税法においては、「国外関連者との間で行う資産の販売、資産の購入、役務の提供その他の取引について、その対価の額が独立企業間価格に満たないときは、(中略)独立企業間価格で行われたものとみなす」という取り扱いとなる条文があり、これがいわゆる移転価格税制とよばれている税制の基本法令になります。タイにおいても移転価格税制に関する法令は存在しておりますが、日本や欧米の先進諸国に比べると、まだまだ簡素な内容ではないかと思えます。そこで今回は日本における移転価格税制の考え方を紹介することで、この税制の根本を理解いただきたいと思います。まず冒頭に記述したように、移転価格税制の根本は、「国外関連者との間で行われる取引」が対象となります。よって国外関連者以外の取引については、移転価格税制の対象とはなりません。ではこの国外関連者とは具体的にどのような企業を言うのでしょうか？

税法の条文通りに記述すると非常に複雑となりますので、ここではあえて簡単に解説いたします。日系企業の場合の国外関連者とは、日本の本社が直接または間接にその発行株式等の50%以上の数の株式または出資を保有する関係にある国外企業(親子関係)、日本の本社が直接または間接に50%以上の持分を有する複数の外国企業がある場合の、その外国企業(兄弟姉妹会社)を基本的に示します。また資本関係以外でも国外関連者に該当する場合として、実質支配基準があります。資本関係というのは、客観的に見える事実なので判断がしやすいですが、実質支配基準というのは資本関係以外において、一方の企業が他方の企業の事業の方針の全部または一部について実質的に決定できる関係にある場合をいい、その判断は実態に基づいて行うため、非常に難しいものとなります。

次に「独立企業間価格で行われる」というところがありますが、この「独立企業間価格」とはどのような価格を言うのでしょうか。

一般的に独立企業間価格といった場合には、その考え方は大きく2通りに区分されています。第1に移転価格税制が創設された当時よりある基本3法と呼ばれている(1)独立価格比準法 (2)再販売価格基準法 (3)原価基準法 となります。これに加えて移転価格に算定に関する考え方が進歩することにより取引単位や利益に配分に着目した考え方とし(4)利益分割法 (5)取引単位営業利益法 といった方法があげられます。これらの価格の算定方法をどのように適用するのかというと、棚卸資産の販売、購入においては、通常は上記の算定方法の内、(1)~(3)まで方法のいずれかによることとされております。ただしこれはあくまでも移転価格税制の調査において、当該取引が独立企業間価格で行われているか否かを調査する際における独立企業間価格の算定における方法となるものであって、通常の企業における事業活動の中で取引価格を算定する際にこれらの方法で価格を決定しないということではありません。ただし将来的な移転価格の調査における国外関連者との取引価格の妥当性を立証できるようにしておくという目的から、上記の算定方法によった場合の価格と実際に適用している取引価格に乖離があるのかどうか、乖離がある場合の程度について検証し、予め認識しておく必要があります。一部の大企業グループにおいては、タイのみならず世界中に事業展開をしていることから、国外関連者間の取引価格については、十分な検証を行ったうえで、移転価格の税務調査が実施された場合であっても、その妥当性を立証できる体制になっているものと思われれます。また一部の企業においては、移転価格に関する事前確認制度を活用し、予め移転価格について関連する国の国税当局との間でのコンセンサスが得られているものと思われれます。タイにおける移転価格税制の運用状況は、まだまだ欧米諸国レベルの運用体制までにはなっていないのが現状です。

この移転価格税制ですが、タイにおいて操業されている日系企業の場合、BOI企業においては100%独資のケースが多いと思われ、この場合には上述の資本関係のみで国外関連者に該当することになります。一方、BOI企業以外の場合ですが、原則として外国人事業法の規制の下、日本49% タイ51%の資本比率となっており、資本関係のみでは国外関連者に該当はしませんが、実質支配基準を適用した場合には、大半の企業が国外関連者に該当すると思われれますので、大企業以外の企業においても移転価格税制というのは無縁なものではないということを認識しておかなければなりません。また事業規模が大きくなればなるほど、潜在的に抱える税務リスクも大きなものとなっていくことから、自社国外のグループ企業と何らかの取引がある場合、「転ばぬ先の杖」ではないですが、自社の現状について全社的にグループ内取引を整理・把握されてるものよいのではないのでしょうか。

次回は移転価格税制の適用の有無の判断基準となっている実質支配基準について、もう少し詳しく見てみたいと思います。これはタイで操業されているBOI企業以外の日系企業が該当すると思われるので、どのような判断基準があるのか理解し、自社の実態と照らし合わせていただき、問題意識を持つきっかけづくりとしていただければと思います。具体的な移転価格の妥当性ということの立証になると、類似事業の情報を蒐集、分析等の必要があり、もはや税務の範疇を超えた作業となります。そこまで行かずとも、事前の心構えというレベルで理解を深めてください。

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社顧問の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail: s.uehara@xat.asia まで。